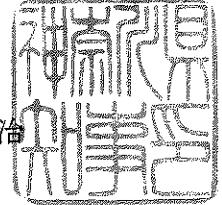


水第1099号
令和3年4月19日

神奈川県漁業調整委員会 会長 様

神奈川県知事 黒岩祐治



なまこ漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、別紙のとおり定めた
いので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第8号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和7年11月30日までとする。

許可又は起業の認可をすすめる総トン数及び漁業者の数の他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすすめるべき漁業者の数の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすすめるべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
なまこ漁業	4	定めなし	共第14号共同漁業権の漁場の区域	1月1日から12月31日まで	中郡大磯町又は同郡二宮町に漁業根拠地を有し、かつ共第14号共同漁業権の漁場の区域においてなまこ漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	固定式刺し網、たも網、みづき漁法、裸もぐり漁法及び徒手による採捕に限る。	令和3年4月23日から同年4月28日まで

1 制限措置各事項の設定理由について

制限措置	設定理由
漁業種類	なまこ漁業は、神奈川県漁業調整規則により小型機船底びき網及び潜水器漁業を除くと定義されており、それ以外の漁法がすべて含まれるため、一括して「なまこ漁業」とした。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	対人許可は船舶の総トン数及び数を制限措置として定めず、人数のみ上限を定めることとなっている。なお、人数は実態調査を実施し、なまこ漁業の操業実績がある者及び操業を希望する者の数の総和を基準に、漁業調整上・資源保護上問題の生じないと考えられる範囲内とした。
操業区域	第一種共同漁業権を補完するものとして許可をするため、操業区域は各共同漁業権の漁場の区域とする。
漁業時期	主漁期は秋～春であるが、夏の一時期を除いて採捕（混獲を含む）されるため、周年とする。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	第一種共同漁業権を補完するものとして許可をするため、共同漁業権と同様関係地区に漁業根拠地があり、かつ当該漁業権の免許を受けている漁協の受忍を受けている者に限定する。

2 許可をする際に付加する条件について（事前公表）

第一種共同漁業権の補完として本許可を行う趣旨から、共同漁業権の内容として行える漁具・漁法に限定する。

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

神奈川県漁業調整規則第12条第2項においては申請期間を1月を下らない範囲とすることと規定しているが、当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときはこの限りでないとしている。

なまこ漁業の最盛期は冬から春にかけてであり、漁業経営への影響を考慮し、なるべく早期に許可をする必要があることから、申請準備等にかかる合理的な範囲内で短縮する。

4 許可の有効期間の短縮について

令和2年12月1日に施行された改正漁業法及び神奈川県漁業調整規則の規定により、知事が漁業の許可等をしようとする場合は、資源状況や漁業の実態を考慮した上で、あらかじめ許可内容にあたる制限措置と、許可等ができる上限数（定数）を定めることとしている。許可の更新時期がずれていると、資源状況等について包括的な評価が難しくなり、制限措置や定数の策定について支障が出るおそれがある。

よって、有効期間の満了日を先行する許可にあわせるため、有効期間を短縮する。

5 関係規定

○神奈川県漁業調整規則【抜粋】

(知事による漁業の許可)

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第4号、第5号及び第8号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定により、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
- (2) しらす船びき網漁業 海面において船びき網によりしらすをとることを目的とする漁業
- (3) 移動式刺し網漁業 海面において移動式刺し網により行う漁業
- (4) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (5) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
- (6) さより機船船びき網漁業 海面において機船船びき網によりさよりをとることを目的とする漁業
- (7) 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業
- (8) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業及び前号に掲げる漁業を除く。)
- (9) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長24センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業

2 前項の許可(以下この章(第17条を除く。)において「許可」という。)は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第2号に掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可(第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格

- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示を
するとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障
を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定め
ようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4～9（省略）
（許可の有効期間）
- 第16条** 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定
める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定により許可をした場合は、
従前の許可の残存期間とする。
- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第5条第1項第1号から第8号
までに掲げる漁業 5年
- (2) 省略
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、
前項の期間より短い期間を定めることができる。

操業区域

